



目次	
規則	ページ
◎高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則	1

規 則	

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第20号

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立林業学校（以下「林業学校」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（研修部門の定員）

第2条 林業学校の研修部門の定員は、基礎課程にあっては1学年につき20人とし、短期課程にあっては知事が別に定めるものとする。

（研修部門の研修内容等）

第3条 林業学校の研修部門の研修内容は、次の表に定めるとおりとする。

研修部門	研修内容
基礎課程	森林科学、森林施業、森林・林業経営、木材利用等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理
短期課程	森林経営、木材加工、特用林産、鳥獣対策等についての専門的知識及び技術に関する演習及び実習並びに学理

2 前項に定めるもののほか、研修部門の科目、時間数等については、知事が別に定める。

（受講手続）

第4条 林業学校の研修部門で研修を受けようとする者は、知事が別に定める研修申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により研修申込書を提出した者について面談等を行い、林業学校の研修部門での研修の受講を許可するものとする。

（研修料の額等）

第5条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第4条の規則で定める額は、480円とする。

2 条例第4条ただし書の短期課程のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する研修とする。

- (1) 広く不特定多数の者にも受講を呼び掛ける研修
- (2) 高知県立森林研修センターにおいて無料で実施している研修と同一の内容である研修
- (3) 林業労働安全衛生対策に関する研修
- (4) 県の依頼に基づき受講させる専門的知識及び技術を習得する指導者を養成するための研修

3 条例第4条に規定する基礎課程に係る研修料については、前期及び後期の2期に区分してこれを納付させるものとし、前期にあっては6月20日までに、後期にあっては11月20日までにその年額の2分の1に相当する額を納付させるものとする。

4 前項の場合において、納期前に研修を受けることをやめたときは、当該やめた日が属する月までの分の研修料を納付させるものとする。ただし、研修をやめることを許可した日が月の初日であるときにあっては、その月の分の研修料については、納付を要しないものとする。

5 前項本文の規定にかかわらず、研修を受けることをやめた事由がその者の責めに帰すべきものでないと知事が認めるときは、当該やめた日が属する月までの分の研修料については、納付を要しないものとする。

6 前3項に定めるもののほか、研修料の納付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（研修料の減免の要件等）

第6条 条例第5条の規定に基づき研修料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その一部を免除するときの当該額は、知事が別に定める。

- (1) 林業学校の研修部門で研修を受ける者（以下「研修生」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。
- (2) 研修生及び研修生と生計を一にする者の全てが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により当該年度に納付す

べき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。

(3) 研修生及び研修生と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、研修料の納付が困難になったとき。

(4) 研修生が、県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。

2 条例第5条の規定に基づく研修料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（遵守事項）

第7条 研修生及び林業学校を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないで林業学校の備品等を林業学校の外に持ち出さないこと。
- (6) 林業学校の施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、林業学校の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、林業学校の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。